



幌延町立病院のあり方 基本構想がまとまりました

診療所を新築します

基本的な考え方

▼ 公的医療機関としての体制

- ① 町立病院を有床の診療所とする
- ② 病床数は15床とし全て療養病床とする
- ③ 第2次救急医療機関としての指定申請をする
- ④ 診療科目は内科及び外科とする
- ⑤ 医師数は当院長1人とするが、院長の過重勤務解消のため、複数の医師確保に努力する
- ⑥ 医療スタッフについては、病床数等に応じた適正な職種・人員を配置する

▼ 医療と連携した保健・福祉政策

- ① 病床削減に対応し、介護老人福祉施設等の整備を進める。特別養護老人ホーム「こざくら荘」の入所定員を10名増員。シヨートステイ（在宅老人短期入所介護）事業の入所定員を若干名増員する
- ② 生活習慣病対策など、健康増進施策を推進する
- ③ 医療と保健・福祉の連携強化

▼ 救急患者搬送体制の整備

- ① 救急救命士の5人体制を構築する（平成21年度、22年度各1人採用）

町立病院の入院患者の状況と
基本構想での配置

現状	入院患者	25名前後
基本構想	診療所	15名
	こざくら荘	10名
	シヨートステイ	若干

医療制度改革法や改正耐震改修促進法の施行、診療報酬改正などにより、幌延町立病院が今後、どのような運営をしていくかが大きな課題となりました。町では、平成18年11月に町職員で構成する「町立病院の在り方等に関する検討委員会」を設立し、視察研修やまちづくり講演会の開催、検討委員会での協議などを行ってきました。また、町議会でも「医療・福祉等調査特別委員会」を設置し、今後の病院のあり方について議論を重ねていただきました。

特に医療制度改革法では、医療の必要性の低い、いわゆる社会的入院といわれる方を、在宅や老健施設へ移管する方針が出され、療養病床の大幅な減床がすすめられています。平成19年度の町政懇談会や平成20年1月のまちづくりトークにおいて、町民の皆さんに現状と町としての考え方を説明し、ご意見もいただいています。